

第7回和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成18年2月7日(火) 午前10時から午後零時まで
(午前10時から午前11時まで法廷傍聴)

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員)

浅井和子, 石橋徳子, 宇田川力雄, 岡田隆弘, 岡久幸治, 岡本 浩,
佐本桂子, 寺下能明, 西中美裕, 畑 純一, 樋口裕晃

(五十音順, 敬称略) 三吉修委員及び矢野裕一委員は都合により欠席
(事務担当者)

油谷和夫, 森川守一, 打田 實

(庶務)

藤田康夫, 小切俊昭

第4 議事〔発言者／ ◎：委員長, ○：1号委員(学識経験者), ●：2号委員 (弁護士), △：3号委員(検察官), □：4号委員(裁判 官), ■：事務担当者又は庶務〕

1 開会

2 新任委員紹介

前回欠席の浅井和子委員の紹介

3 議題

意見交換「裁判員制度について」

4 意見交換

◎ 本日, 希望の委員には, 刑事事件の裁判を傍聴していただいたが, 実際の

刑事裁判を御覧になった感想や疑問に思われたことがあればお聞かせいただきたい。

- 実際の刑事裁判は、自分が考えていたより重々しく厳粛な雰囲気であった。
- 法廷傍聴の前に、裁判所から手続の流れを説明してもらったので、傍聴では手続が良く理解できた。

裁判員裁判により国民の意見が刑事裁判に生かされるのは良いが、国民はあまり意見を述べる訓練ができていないので、裁判員となった場合、はっきり自分の意見を言えるのか心配である。

- 初めて裁判を傍聴したが、非常に重い空気であった。裁判員裁判には賛成であるが、その対象とするのは重大事件であり、一般の人が裁判員として刑事裁判に参加することについては一抹の不安がある。裁判員制度の実施までに、広く国民に制度を認知してもらわなければならないと感じた。
- 実際に法廷で、腰紐をつけた被告人の姿をみると、被害金額はわずかではあっても、刑事裁判というのはそれだけの重みがあるものだという気持ちがあった。

自分が裁判員となる場合を考えると、専門用語の理解等に不安を感じる。

- 刑事裁判を初めて傍聴して、腰紐をつけた被告人の姿に強い印象を持った。
本日の窃盗事件でも証拠書類等が結構多く、これが裁判員裁判の否認事件ともなると、資料は膨大な量となる。事前に、裁判員に対して、事件の概要を説明したり、専門用語についてレクチャーをするなどして裁判に臨まないと、スムーズに進まないと思う。

- 裁判手続は淡々と流れていったというのが感想である。テレビドラマのように、もっと法廷論争があるのかと思っていた。

裁判員裁判では、裁判員の判断が被告人の人生を左右することになるが、一般の国民は、人の人生を左右することに関わるのをためらう人が多いように思う。国民が、社会正義の実現という使命感を持てるような広報が必要だ

と感じた。

- 証拠など裁判資料の量について、多くの事件は記録2冊か3冊程度であり、裁判員裁判では、それをさらに絞り込むことになるので、学識経験者委員の皆さんが心配されるような消化不良を起こすことはないと思う。

専門用語についても、裁判所、検察庁及び弁護士会において、国民に分かりやすい言葉に言い換えをするように努力しているところである。

また、裁判官から裁判員に対して、事件の内容にも少し立ち入った説明がされることになると思うので、裁判員は問題点などを念頭に置いて証人尋問や被告人の言葉を聞くことができ、そういう意味では、理解しやすい状況で裁判に臨めるのではないかと思う。

- 裁判員が被告人の手錠、腰紐姿を見ると、「やっぱり被告人は悪い人間である。」という予断をもってしまうのではないかという心配はある。

量刑については、裁判所からどこまで資料を出してもらえるのか、今後の検討課題である。

専門用語については、弁護士としても分かりやすい言葉への言い換えに努力しているところである。

事実に争いがある場合、弁護士は弁論の中で、「疑わしきは被告人の利益に」という言葉の意味を裁判員に理解してもらえるように努力しなければならないが、裁判所の方でもしっかり説明してもらわなければならないと考えている。

- △ 刑事裁判は被告人にとって人権を制限されることになり得る場であり、厳粛な雰囲気の中で進めなければならないことは今後も変わらないと思う。言葉の問題については、分かりやすい裁判をするにはどうしたらよいかを一生懸命に勉強している。

裁判員になることの不安について意見が出されたが、例えば、家庭や学校で子どもが喧嘩をした場合など、親や教師は、双方の意見を聞いて、「この

点はあなたが悪いよ。」とか「この点はこうしたら良いよ。」とかいう判断を日常的に行っていると思われ、そういう健全な良識を刑事裁判に生かしていただくのが裁判員制度の趣旨であると御理解願いたい。「刑を決めるのは大変だ。」とか「慣れてないから難しい。」とか「人の人生を左右するのは怖い。」という気持ちは分かるが、健全な良識を刑事裁判に取り入れることが国民の立場に立った司法だというのが裁判員制度の出発点であり、今後、法曹三者が力を合わせて裁判員制度の広報に努めたいと考えているので、学識経験者委員の皆さんにも御理解いただきたい。

- ◎ 現在、裁判員裁判の対象となる合議事件は、本庁と田辺支部で取り扱っているが、田辺支部の設備、事件数等から見て、裁判員裁判は本庁で取り扱うこととするのが相当かと考えるが、この点について特に学識経験者委員の方から意見があればお聞きしたい。

意見なし

- 弁護士会は、紀南地方において充実した弁護態勢をとれるよう検討しているところであり、田辺支部における裁判員裁判については、皆さんの意見を聴きながら、できるだけ積極的な方向でやればいいのかと考えている。

5 裁判員裁判の法廷のイメージにつき、樋口委員から説明がなされた。

6 次回の予定等

- ◎ 平成18年5月9日（火）午前10時に開催する。

協議テーマは、「裁判員制度について」とする。

7 閉会（午後零時）